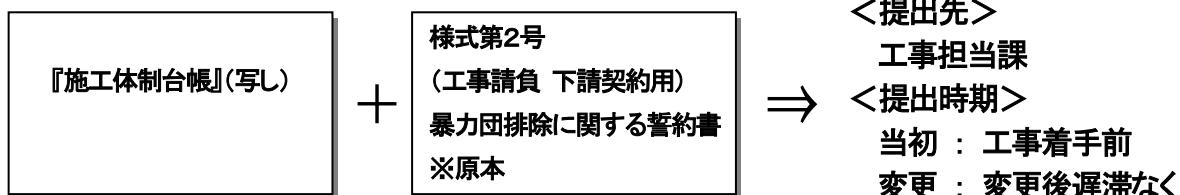


## 暴力団排除に関する誓約書（下請契約用）の提出について

元請契約の予定価格が130万円を超える工事請負において下請負人を使用する場合は、下記のとおり下請負人から徴取した「暴力団排除に関する誓約書（様式第2号（工事請負 下請契約用））」の提出が必要です。下請負人から誓約書を徴取する際は、下請負人に誓約事項をよく確認していただいたうえで、誓約書を徴取するようお願いします。

### ◎提出方法

下請負人から「暴力団排除に関する誓約書（様式第2号（工事請負 下請契約用））」を徴取し、その原本を「施工体制台帳」（写し）に添付して工事担当課へ提出してください。



### ◎誓約書（下請契約用）の提出が必要な下請負人

- 施工体制台帳に記載する1次及び2次以下のすべての下請負人が提出の対象です。
- 資材又は原材料の購入先など、施工体制台帳に記載しないものについては提出不要です。

### ◎誓約書（下請契約用）作成時の注意事項

